

25%プレミアム！
とってもお得リン♪

南風原町プレミアム付商品券「はえるん商品券」販売開始！

南風原町内対象店舗で使える商品券 1冊5,000円分(500円券10枚綴り)を4,000円で販売

消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としています。

1) 購入対象者：商品券の購入ができるのは、住民税非課税者及び3歳半未満の子育て世帯主です。
2) 購入限度：1人5冊(販売額20,000円)まで
3) 購入方法：非課税者、子育て世帯主に送付した、購入引換券を販売窓口持参し購入する。
4) 販売場所：●イオン南風原店 ●サンエーつかざんシティ
●ファーマーズマーケットくがに市場 ●丸大南風原店

販売期間：10月1日(火)～令和2年1月31日(金)
利用期間：10月1日(火)～令和2年2月29日(土) ※利用期間終了後は、商品券は無効となります。

【お問い合わせ】 商品券販売に関すること プレミアム付商品券事務局(町商工会内) ☎ 888-4477
購入対象者に関すること プレミアム付商品券事業担当(町役場内) ☎ 970-6609

追加募集しています！(当初申請で辞退があり追加募集)

住宅リフォーム補助制度のお知らせ

5月に一次募集受付を行いました但辞退がありましたので、住宅リフォーム補助制度の追加募集(若干名)を行います。

●申請できる人

①南風原町に住民登録している方
②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
③町税等の滞納のない方

●対象となる住宅

南風原町内にある個人住宅で以下のもの
①自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

●対象となる工事

①対象工事費が20万円以上
②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事
③令和2年2月28日までに工事が完了し、かつ、工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの。

●補助額

★対象工事費の20%
★最高限度額 20万円

●補助対象工事(下記の①～③)

①バリアフリー改修工事◎
・通路等の拡幅、・階段勾配の緩和
・浴室改良・便所改良・手すりの取付
・段差の解消・出入口の戸の改良
・滑りにくい床材への取替

②省エネ改修工事◎
・窓の断熱・床の断熱・屋根及び天井の断熱・壁の断熱

③住宅の耐久性を向上させる改修工事◎
・柱、はり等の主要構造物のはく離したコンクリートの除去及び改修・ひさし、天井裏などのコンクリート除去及び補修

●注意

×対象とならない工事例×
×バリアフリーに該当しない浴室、便所、出入口の改修工事
×断熱を伴わない床の改修、屋根、壁及び天井の改修工事
×門、塀、柵などの外構工事

●補助額

★対象工事の 20% ★最高限度額 20万円

例①. 対象工事費 40万円
40万円×0.2(20%)=8万円
助成額 8万円

例②. 対象工事費 120万円
120万円×0.2(20%)=24万円
※助成額の最高限度額は20万円

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。
※すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。
※平成24・25・26・27・28・29・30年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

●応募について

令和元年10月21日(月)から11月15日(金)までの受付期間になります。
応募期間は令和元年11月15日(金)までです。
ただし、11月15日(金)までの受付で応募数が予算の範囲を超えた場合には事務局で抽選とします。

※詳しくはホームページ、まちづくり振興課 までお問い合わせください。 ☎ 889-4412 Fax 889-7657

消費税率改定による上下水道料金の改定について

平素は上下水道事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、上下水道料金につきましても次のとおり、引き上げ後の消費税に対応した料金に改定させていただきます。

いつからか 令和元年10月にご使用された分(11月検針分)から、新しい料金により計算をさせていただきます。

令和元年	9月検針	10月検針	11月検針	12月検針
料金改定	改定前	料金	改定後	料金
ご使用月	8月ご使用分	9月ご使用分	10月ご使用分	11月ご使用分
消費税率改定	改定前消費税率8%		新消費税率10%	

改定の内容について 消費税率が「10%」になります。

【お問い合わせ】 上水道：南部水道企業団 経営課 料金班 ☎998-2151 FAX 998-2049
下水道：南風原町役場 経済建設部 区画下水道課 ☎889-2508 FAX 889-7657

10月1日は「浄化槽の日」

ご自宅の浄化槽は大丈夫ですか？

ご自宅の浄化槽はきちんと維持管理をしますか？
維持管理をしないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、汚い水が処理されず海や川を汚してしまいます。

浄化槽設置者の3大義務！

① 保守点検 年3回以上受けてください。
依頼先：沖縄県知事の登録を受けた保守点検業者
② 清掃 年1回以上実施してください。
依頼先：市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者
③ 法定検査 年1回受ける必要があります。
依頼先：(社)沖縄県環境整備協会 ☎835-8833

※保守点検業者及び清掃業者の名簿は沖縄県環境整備課のHPで閲覧できます。

【問い合わせ】南部保健所環境保全班 ☎ 889-6846

2019年10月1日、消費税率・地方消費税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心してできる社会にするために必要です。

引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

政府広報 消費税 検索

沖縄県知事 (6) 第 2898 号・不動産全般
宅地建物取引・店舗アパート斡旋管理

大盛不動産

事務所・津嘉山 1498 ☎ 889-6677
FAX 889-6688

公安委員会指定

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け 200m
〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1
TEL.889-5542 ☎ 0120-489052